

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和2年6月15日(月)
14時00分開会 15時39分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項
町長：阿部一男、総務課長：神谷昌彦
企画課長：前田真、課長補佐：川口二郎、同政策企画係長：田村幸紀
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
 - ・清水町人口ビジョン・総合戦略における令和元年度実施事業評価について
 - ・副町長の選任について
(2) 意見書案の協議について
 - ・新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書
 - ・2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書
 - ・2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
(3) その他
 - ・町民からの「町民意見の広報と広聴について(照会)」の対応について
 - ・定例会の初日補正予算審議と一般質問審議日程の取扱いについて
 - ・副町長の選任について
 - ・追加議案について
 - ・その他
- 7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 町長からの申し出事項について

- ・清水町人口ビジョン・総合戦略における令和元年度実施事業評価について

桜井議長：本会議終了の後、大変お疲れのところであるが、全員協議会を開催する。

(1) 町長からの申し出事項についての議件に入る。本日、町長からの申し出事項は、ご案内のように2項目ある。

それでは、阿部町長のほうからご挨拶をお願いします。

町長(阿部一男)：皆さん、お疲れさまでございます。今日の全員協議会ということで、清水町人口ビジョン・総合戦略について、元年度の結果の報告と方向性、もともと方向性は大きく持っていたところだが、そういうことに加え、元年度の経過から、新たにまたいろいろなものを皆さんにお知らせしながら進めていきたいので、その辺についてよろしくをお願いをしたい。貴重な時間をかけて感謝する。

それからまた、副町長選任の件については、これが終わった後で、皆さんにまた、ご協力をお願いしたいと思うので、よろしくをお願いしたい。

桜井議長：それではまず、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和元年度の実績事業評価について、企画課のほうから説明をお願いします。

佐藤議員：議長、ちょっとお願いがある。

今日の全員協議会は人事案件等の関係であるが、人事といえば、今回の議長選出に関し、執行側からの説明の前に発言させていただきたいので、発言の許可をいただきたい。

桜井議長：どういった内容か。

佐藤議員：私は、加味議長が今回、議長の辞任を申し入れたことは非常に残念であるが、その意思是尊重すべきとの考えであった。6月11日に町長が来られ、佐藤議員は加味議長とお付き合いが長いので、引き続き加味議長に支持をお願いできないかというようなことであったが、これについては少々問題があると思う。発言をさせていただきたい。

桜井議長：どういう点か。阿部町長に対してか。

佐藤議員：そう、説明したい。

桜井議長：これは町長が出席の中で審議を望むものか。

佐藤議員：町長にいてもらったほうがよろしい。

桜井議長：今、人口ビジョンのほうを先に進めさせていただいて、後で、全員協議会の場で協議するというようにしたいと思うがどうか。

中島議員：今、佐藤議員からの申し出があり、内容はちょっとわからないが、ここに議件として載っている順番にいて、副町長選任についてという話の後に、町長おられるまで、今のお話をされたらどうか。追加みたいな形でお話をされるのがいい。今、議件として載っていないので追加として認めてもらって、それから始めるということになると思うので、そういうふうな方向でお計らいいただければと思う。だから、議件の(1)町長からの申し出事項で議件が終了後、町長が退席する前に、追加議題として、議件として取り扱っていただきたいと思う。

桜井議長：佐藤議員、それでいいか。

佐藤議員：はい。

加味議員：個々、いろいろなものがあると思うが、これは、まず議会運営委員会でその意見を聞いた上で、正式にどう扱うか協議してから全員協議会で諮るなり、何か方法を協議するのが道理ではないか。今いきなり、ここで全員協議会でどうのこうのという前に、議会運営委員会に諮るべきではないか。

中島議員：今、加味議員からそういう説明があった。その手順としてそういうことが好ましいということであれば、この選出についてのお話の後に、ちょっと休憩をして、正式の申し出ということにとらえて、議員としては、この話は公式では今回初めてなので、だから、そういう意味では、項目が終わった後に議会運営委員会を開催して検討してほしいという申し出をいただいた上で進んだほうがよろしいかと。

桜井議長：この項目の後に、議会運営委員会に諮るかを含めてもう一度全員協議会に諮るという形でよろしいか。
(はいという声あり)

桜井議長：そのように取り計らう。

それでは、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和元年度の実績事業評価について、企画課のほうから説明をお願いします。

企画課長（前田真）：（説明員の紹介）

それでは、事業評価について説明する。人口ビジョン・総合戦略の策定に当たっては、平成27年度に、町民・議会・行政がともに関わりながら、また、外部有識者の意見も取り入れながら策定されたものであり、清水町の人口減少問題対策の中心となる計画である。昨年度の全員協議会でも説明したが、本来、5か年間の計画であるが、清水町においては、令和3年度から始まる第6期の総合計画の整合を図る必要があることから、計画を1年延長し、令和2年度までの6年間の計画としているところである。毎年度、各施策の推進状況、取り組むべき内容について、重要業績評価指標に基づき、施策効果や目標達成の状況等を検証するため、内部評価体制として設置している清水町人口減少対策本部会議により、内容を取りまとめ、その後、客観的視点で検証していただくため、6月2日、総合計画審議会を、オンライン開催しご意見などをいただいている。本日は、配付した資料により、前半は令和元年度における清水町の人口異動の状況を説明し、その後、人口ビジョン・総合戦略の内容について、前年度と変更があった箇所を中心に、担当の田村係長より説明する。また、併せて、新型コロナウイルス感染症対策により、第6期総合計画策定作業が滞ったことによる策定スケジュールの変更についてもご説明したい。できるだけ簡潔にご説明するが、20分程度お時間をいただくことをご理解いただきたい。

企画課政策企画係長（田村幸紀）：私から、令和元年度の清水町人口ビジョン・総合戦略の令和元年度実施事業評価、第6期総合計画策定におけるスケジュール変更について、事前配付させていただいている資料に基づいて説明する。まず初めに、令和元年度の将来の人口異動についてご説明する。資料1の1から1の8をご覧ください。令和元年度の人口増減は、社会増減のマイナス27人、自然増減のマイナス89人で、合計116人のマイナスとなった。平成30年度と比較すると、社会増減はマイナス26人からマイナス27人とほぼ横ばいで、人口増減はマイナス62人からマイナス89人と減少が進んでいる。出生数のプラスが2人なので、死亡者が増加したことで人口減少が進む年であったと読み取れる。転入転出の地域別社会増減を分析すると、国外、道外転入超過となっている。逆に、十勝管内の移動で65人、北海道内の移動で7人の転出超過となっており、これがマイナス27人の社会減の大きな要因となっている。それでは、十勝管内の転出超過65人を市町村ごとに分析した結果について、資料1の2をご覧ください。上から、各市町村から転入、本町からの転出、下段が、その差し引きを示している。帯広市を中心として、近隣の芽室町、音更町に単身者、家族世帯ともに、大きく転出超過となっている。また、このほかで目

を引くのが浦幌町への転出超過18人であるが、これは、北熊牛から9人の外国人、東清水町内会から6人の単身者の転出があり、ノベルズ関連の異動によるものと調査の結果から分かった。

次に、資料1の3をご覧ください。ここで2点訂正をお願いしたいが、中段の転出者の転出先の下の中身の「単身者」を「人数」に訂正願う。一番下の比較の表も、「単身者」となっているところを「人数」に訂正を願う。この1の3の資料では、十勝管外、北海道の主な異動を集計している。注目すべきは札幌と占冠である。札幌へは単身の20代から30代の若者の流出が多く見られる。占冠については、近年の移住等の施策が採れていると思うので、転入超過となっている。

次に、資料1の4をご覧ください。これは北海道外の主な異動を集計したものである。異動が集中している東京都に着目してみると、大学の入学・卒業、そして就職などを機に、若者の異動が多いことが分かる。また、令和元年度は青森県や沖縄県で転出超過となったが、そのほかで見ると、道外へ転入超過が続いている。

次に、資料1の5をご覧ください。ここでは、転入・転出者の年齢構成を表にしている。注目すべき点は、10歳から34歳である。この25歳の範囲だけで、転出入とともに全体の6割を占めている。先ほども、札幌市や帯広市、東京都への単身者が多く転出していると説明したが、転出者全体で、単身者は255人だが、そのうちの4人に1人の63人が帯広市へ転出していた。帯広、札幌、東京といった都市圏へ高校、大学卒業とともに流出する傾向があり、雇用対策が課題と言える。

最後に注目すべき点が、外国人転入者の推移である。道外からの転入者全体の106人中27%の29人が外国人である。その内訳が資料1の6である。名古屋市や大阪府堺市などの全国各地の外国人の就労研修施設または就労先から、北熊牛1や北熊牛、鉄南町内に転入しており、ノベルズやプリマハムの職員住宅に入居した。このほかにも、上清水や下美蔓、上旭、元旭、御影平和などの大型農業生産法人も入居した。そして、もう一つは国外からの外国人転入者数である。国外からの転入者35人のうち31人が外国人で、ベトナム、ミャンマー、フィリピンなどから、こちらも主に北熊牛1、北熊牛、鉄南町内に転入しており、外国人労働者の雇用による転入者が、平成30年度に引き続いて多い年となった。以上のことから、社会増減に関しては、十勝管内での人口の奪い合いではないが、帯広市や近隣町が通勤圏内であるならなおさら、雇用対策や住宅施策などで本町に定住促進を図ることができる可能性はあると思う。自然増減については、死亡者数はどうすることもできないので、出生数を増やすためにできること、結婚、少子化対策と子育て支援施策、そして、子育て世帯の住宅施策と雇用施策などを一体として進めなければならぬことから、総合戦略の推進、そして、次期総合計画や中期総合戦略の策定に向けて、施策内容について検討を進めているところである。以上が、令和元年度の人口ビジョンについての説明である。

ここからは、人口推移についてご説明する。資料1の7をご覧ください。グラフの青は、現在の人口ビジョンの策定当初、平成27年度に社人研が推計したものである。グラフの赤は、当初、推計した値を5年後の2019年6月に、社会情勢の変化や実際の人口変動を勘案して、再度推計し直したものである。そして、黄緑色のグラフは、今年の4月1日現在の人口を基準に独自に企画課で推計したものである。人口推計は様々な複雑な計数を用いて算出しているが、自然増減については、合計特殊出生率の生産年齢人口の15歳から49歳の女性の数が多或少ないか、社会増減については、20歳から24歳の人が、5年後の25歳から30歳になるときにその町に在住しているかどうか、就職を期に定住しているかどうか、この2点で大きく影響しており、ここが人口減少対策のターニングポイントでもある。本推計は、今後の施策に生かしていく目安の資料として、現状推計を情報提供させていただいたものである。

最後に、資料1の8では、平成2年3月を基準に、10年ごとに推移する減少率を表している。清水地区は10年ごとに約8～9%減少している。注目すべきは御影である。住宅施策を実施した初めの20年の減少率は小さく、最近の10年の減少率は高く推移している。今後も継続して、若者及び結婚・少子化対策などで自然増対策に力を入れていくため、御影の住宅施策のポイントを置いて、人口減少対策を進めていく必要があると考えている。また、管内3,000人規模の町村との比較も掲載している。減少率の推移から見て、清水地区も御影地区も農村地区も、減少率の推移を見る限り、高い潜在能力を持った地域だと言える。今後は、先ほどの人口推移のグラフも同様で、次期総合戦略や総合計画で、様々な施策を打ち出したプラスの計数で、やはり減少率を緩やかにしていくことができるのかということのポイントとして、施策を展開していかねばならないと考えているところである。

続いて、清水町人口ビジョン・総合戦略の令和元年度実施事業評価について説明する。資料2をご覧願う。人口ビジョン・総合戦略は、4つの基本目標の中で、施策ごとにKPIを設定し、成果や今後の改善点などを毎年度検証している。昨年度から変更のない点や軽微な数値変動などもあるので、新たに追加した項目や、これまでご指摘をいただいていたことに対してどのように改善してきたかなどを中心に説明させていただく。

2ページをお開き願う。ここでは、本町の雇用を支える農畜産業や関連産業、資源循環型農業への取り組み、地域ブランドの開発で、新たな担い手の確保や働く場を増やす仕組みにつなげていく施策を記載している。

3ページの企業立地促進事業においては、新規雇用数の達成が難しい状況であることから、町民を雇用した企業に対して支援するなどの強化が必要だと考えている。下段のバイオマス活用促進事業では、美蔓地区で稼働したことに伴い、11戸が処理を開始し、6人が雇用者の創出となった。

5ページの食品試験分析費用支援事業については、今年度、予算措置はしていないが、事業主体が円滑に活動できるように、今後外部機関の補助制度を活用するなどの情報提供や支援を引き続き行い、事業を推進していく。当初設定したKPIは達成されているので、今回はA評価に昇格させているが、次期総合戦略では、KPIの設定自体を精査する必要があると考えている。

6ページである。ここでは、若者や女性、意欲のある者が起業しやすい環境づくりを進めている。新たな雇用の場の確保としては、企業誘致などがあるが、実現は不確実な状況であるので、具体的な施策としては、産業全般の担い手対策や農業実習生の受け入れ、新規就農者に対する支援を実施しているところである。

7ページである。ここでは、町内事業者を取り込み、経済循環の拡大や消費の町外流出を防ぐ仕組みづくりを進めている。7ページ記載事業のとおり、町内建設事業者等の施工に対して、ハーモニー商品券を交付し、農業生産力向上と住環境の整備、そして、町内の経済の循環を同時に図る施策を展開している。

8ページである。ここでは、本町には、高校卒業の就職先が少なく、各分野で後継者育成に向けた取り組みが必要だということで、食や農業等の地域産業を支える人材育成で雇用機会を拡大し、女性や若者などが活躍できる人材の受け皿づくりを進める事業を展開している。業務資格取得支援事業として、町内事業所の従業員の資格取得費用を支援している。今年度から、上限を5万円から10万円に引き上げて、支援をさらに強化している。昨年度、制度創設し、今回は初評価となる。さらなる推進と強化を目指し、B評価としている。

9ページである。2つ目の基本目標、町に人の流れをつくるである。交流人口の拡大策として、交通の

要衝である地理的特色を生かした体験型観光が手段として挙げることができる。とはいえ、町民が町のよいところを知らなければ、対外発信もできないので、ここではまず、町民自身が町や地域資源を知り、町の魅力を理解した上で、それらを内外に共有できる仕組みづくりを展開している。

10 ページの町の魅力発見事業であるが、平成30年度に実施した清水フォトコンテストの応募作品83点を、シティプロモーションのツールとして、広報紙や札幌市の地下歩行空間での放映などで積極的に活用したり、町民の郷土教育と郷土愛の醸成として、十勝開墾合資会社、渋沢栄一翁などの郷土史についても積極的に進めていく。

11 ページである。U I J ターンを増加させるため、本町の魅力を体験してもらい、ファンを増やし、移住・定住につなげていくというもの。また、進学した学生が就職を期に清水町に戻ったり、町外者が新たに本町を選択する契機となる取り組みも進めている。移住・交流促進事業では、建設業協会と連携し、首都圏等で開催する移住フェアに参加し、フェア終了後も、様々な情報提供で、関係が途切れないよう取り組んでいる。また、移住の際の世帯がすぐに入居できる物件を確保するため、移住者向けの賃貸住宅建設の助成を実施しながら、最初に必要な住環境の整備を進めている。

12 ページの就業奨励学生支援事業は、新規採用した従業員が奨学金を返済している場合に、事業所を通じてその一部を支援するもの。令和元年度に創設したが、申請件数は0件であった。初年度評価をC評価とし、制度周知の徹底から進めていく。

13 ページである。起業家や有資格者の若い世代を引き込むということで、清水町奨学金貸付事業について掲載している。町民となり、5年以上就業し、その後も就業する意思のある場合は、一部または全てを免除する償還免除規定を設け、単なる貸付ではなく、若い世代を引き込む施策を含んだ展開となっている。町内就職実績が出るのはこれからであるが、貸付が増えるということは、町内雇用や町内定住への期待が込められている表れであると判断し、A評価としている。

14 ページの企業版ふるさと納税については、本町の施策に民間企業からの理解を得て、政策の深化を目指すものである。今年度以降、事業内容等を検討していくが、国の地方創生交付金を活用する上で総合戦略に盛り込むものである。

15 ページ、3つ目の基本目標、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるである。自然減のアプローチとなる少子化対策に、結婚したい、子どもを持ちたいという希望をかなえるため、男子区鑑の出版をはじめ、出会いの場の創設としてイベント開催など、町ぐるみで結婚を応援する施策を展開している。また、経済的な理由で結婚を踏み出せないという人の支援として、上限30万円の結婚新生活支援事業を今年度から実施していく。人口減へのアプローチであれば、KPIは出生数の増などをあげるべきところだが、人口減少対策会議でも指摘を受けているところだが、今年度は6年計画の最終年度であり、ここから出生数増を加えるのは現実的ではないので、次期総合戦略では、KPIをしっかり検討していきたいと思っている。

17 ページである。出産や育児について専門的な支援という観点で、出産から乳幼児期、学齢期、成人まで手厚い支援を行う取り組みを進めている。

19 ページの子育て支援環境づくり事業については、親子向けの子育てイベントを開催しているものだが、近年、参加者数が減少傾向にあるので、子育て世代のニーズを調査し、内容の充実や改変を取り組んでいかなければならないと判断して、今年度はB評価に変更し、更なる推進・強化を図る。

22 ページである。地域資源を生かした特色ある教育や子育て環境を整備して、若い世代から選ばれる、定住・移住を図る取り組みを進めている。右の欄の下段に記載のとおり、コミュニティ・スクールを導入

し、その中で、清水ミライ若者会議を開催して、町内中学3年生、清水高校生の人口減少問題などの正解のない問いを通じて、考え、対話し、生きる力を育み、未来を描くといったライフプラン教育を実施している。地域を考える特色ある教育として、今後も実施していく。

25 ページ、4つ目の基本目標、安心して生活しやすいまちづくりとともに、広域連携を推進するである。ここでは、健康で活動的な町民を増やし、これからの高齢化、高齢社会に対応していくために、元気なシニア層の創出と地域社会への参画を促進するため、文化・スポーツ団体への所属を促し、さらに、講師としての活躍をしてもらい、知恵の伝承と生きがいづくりへつなげているものである。

29 ページである。将来、町民が安心して暮らせるよう、医療・福祉などの生活機能を確保するというところで、具体的には、交通弱者対策事業として、予約型乗合タクシーを廃止し、社会福祉協議会与連携し、買い物・銀行バスを運行した。今後も、免許区納した方や公共交通機関で生活している皆さんの足の確保を効率的に向上することができる公共交通網の確立を図っていく。

30 ページである。将来を見据えた安心・安全な公共サービスの提供だが、具体的な施策として、無線防災などの情報伝達網について掲載している。現実的などころでは、各システムの調査研究も行っているが、事業化には至っていない。国庫補助を受けることができる事業だが、数年後の維持管理費も多額な自主財源が分かるなどの課題があり、評価時点では、何が必要で、何が最適なのかを見極めて判断していくとしてC評価としている。

31 ページである。人口減少や財政縮小の中で、様々な面において広域連携が必要となる。十勝全域での取り組みとしては、十勝定住自立圏の協定締結など、十勝圏域の連携が深まる取り組みを展開している。以上、令和元年度の実施事業評価のご報告とする。

お配りしている資料3は、本事業評価についてご意見をいただいた総合計画審議会の会議録である。情報共有としてお配りして。

次に、資料4の転入・転出者アンケートについてご説明する。これは昨年度の総合計画審議会や全員協議会でいただいた意見をもとに、昨年の7月から3月末まで、役場と御影支所の窓口で、転入・転出者へ実施したアンケートを集計したものである。転出入の理由を回答いただき、転出者には、清水町の住み心地はどうだったかも伺っている。まず、転入者アンケートをご覧願う。43%が清水町に勤務地や就学地として転入をしてきている。転入アンケートで注目すべき点は、勤務地が通勤圏内なので転入してきたという方が13%いる。十勝管内なのか、トマム方面なのかは不明だが、町の様々な取り組みや住宅施策により転入増の可能性が広がっているということである。次に、転出者アンケートである。勤務地が町外なので転出したという方が半数、50%であった。勤務地が清水町だが、通勤圏内の町外に転出した人が14%いた。転出者も含め、転入者も含め、通勤圏内であるのなら、交通の利便性を生かした町の強みから住宅施策や町の魅力ある施策で拠点を清水町に置いてもらうことも可能になると考えることができる。また、転出者に、清水町の住み心地はどうかの問いには、悪かったという人はいなかった。住み心地はよかったのに転出した理由を解決するためには、やはり、雇用と住宅施策がカギとなるものと判断している。以上、転入・転出アンケートの結果についての報告とする。

最後に、資料5の第6期総合計画の基本方針におけるスケジュール変更についてである。第6期総合計画策定に向けては、より多くの町民の多様な意見を取り入れるため、無作為抽出の住民協議会で町の強みや課題について議論を進めている。2月の第4回まで開催できたが、それ以降は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催が延期した。書面会議では実現できない多様な議論により進める協議会であることから、開催が延期しているが、計画策定の日程にも限りがあるので、2か月遅れで6月末に

再開する。当初、9月定例会で計画原案を提案し、12月定例会までには採決をいただきたいというスケジュールで進んでいたが、9月定例会への提案が困難となったため、12月定例会への提案とさせていただくよう変更させていただくものである。議会提案までの間に、パブリックコメントや様々な場面で住民向けの説明会を開催する予定であるが、その住民等へ説明する前段にも策定作業の進捗と併せて、議会へ逐次報告させていただきたいと考えているので、よろしく願います。

以上、一括して4点の内容についてご報告させていただきました。

桜井議長：今、企画課のほうから、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和元年度実施事業評価についてご説明をいただいた。

皆さんのほうから何か質疑があれば承りたいと思うが、何かないか。

(なしという声あり)

桜井議長：ないので、清水町人口ビジョン・総合戦略における令和元年度実施事業評価については、これで終わらせていただく。企画課については退席をお願いします。

【休憩 14:33 (執行側のうち企画課退席)】

【再開 14:33】

・副町長の選任について

桜井議長：それでは、次の申し出事項、副町長の選任について入る。まず副町長の選任について、町長のほうから説明願う。

町長：それでは、副町長の選任について、3月定例議会の中で山本氏の副町長の選任についてご提案をさせていただいたが、いろいろな経過の中で提案が否決されたという状況になった。そのときから、しっかりとしたことで状況が固まれば、次の定例会まで頑張って、人をまた推薦し、皆さんにお諮りをしたいというお話をしていたところである。この度、いろいろな経過はあるが、再び、山本司氏を推薦したく、皆さんに、この協議会の中で、事前にお諮りするところである。それともう1つ、金曜日に議長と副議長が私のところに来られたときに、こういう提案をさせてほしいということのお話をしたが、そのときに、もちろんこれは私が提案する内容であるが、もしよければ、本人も皆さんの中に、今までのいろいろな経過も含めて、思いを訴える機会が欲しいということで、出席させて発言をさせてほしいというような申し入れをしていたが、今日は議長のほうから、私自身の提案の中身であるので、本人の出席については必要がなく、町長ひとりでやってほしいということで行われたので、本人は控えていて、もし、必要があればいつでも呼べる態勢はあるので、必要ないと言われているが、控えているところであるので、その辺についてもよろしく願いをしたい。今までの経過の中で、こういうふうに、彼をまた、もう一度推薦するに至った経過の中で、ほかの人もということいろいろ考えたが、私の任期の残り1年をもう切って、3月の時点でもう1年を切っていたが、さらに、今になるともう8か月か、さらに期間は短くなっているというような状況もあり、なかなか、こういう状況になったときに、引き受けてくれる人の不安だとか、そんなことも考えると、なかなか新しい人を人選できるような状況じゃなかったというよりも、やはり、いろいろ考えたときに、一番ふさわしいのは、今いる中で、今のいろいろな状況の中で考えたときに、山本司氏が一番いいという結論にまた達したので、今回の提案の理由ということになった。それで、前もお話はさせていただいたが、山本司氏は第4期の総合計画、今から20年前、そ

の計画の中心人物として立案、そして、その企画力について、私もまだ役場に入っただけで、平成7年に役場に入ったから、彼が企画係長としていたときに、すごい能力のある人だと、そういう思いを持って、そういうところの中で、総合計画の策定に、もちろん我々もその全体計画の中には入った中で協議を進めたのだが、彼のまとめる企画力の手腕というのはすごいなということを評価していたところである。その後、その計画はそれなりに進んできたが、財政難という最大のピンチを清水町役場として迎えてきた平成15年前後に、そういう状況で迎えてきたところであるが、平成16年に彼が町長として、財政改革の中心となって立て直しに手腕を発揮されたのもまた、私としてもすごいな。もうそのとき、私は課長職であったのだが、ちょうどこの場で会議があるが結構多岐にわたる状況もあって、彼が1人で切り盛りし、予算のいろいろな削除とか我慢するところは我慢して、しっかり立て直ししたいと、そういうふうな能力にたけた人だなという思いを持って見ていたところであり、その手腕を、今もってずっといろいろなことの中で、私を助ける、補佐するところに発揮してもらえれば、町政運営が円滑に運営されるのではないかと、そんな思いをまた強く持っていたところである。そしてまた、議会の事務局として、次長として3年、そして、皆さんご案内のように、数年経過があった中で、今年の3月に推薦させていただいたときは、議会事務局長として1年務め上げたことであり、議会との調整、そういうものについても大切な役目も果たしていただけるものでないかと、そんな思いを思ったところである。総合的に、とにかく企画力、調整能力、それからまた、総合的な人間力というか、そういうものは抜群であるというふうに判断しているところであり、先ほども申したように、補佐役として能力を十分に発揮して、私の町政運営をしっかりと助けてもらって、いままちづくりが推進されるのではないかと、そんな思いを持って、再び町長に推薦をするような経緯になったところである。この辺について、よろしくご理解を得たいなと思って、提案をさせていただく。

桜井議長：今、副町長の選任について、町長のほうから選任理由等の説明をいただいた。皆さんのほうから、この説明に対して質疑があれば受けたい。何かないか。

川上委員：これについて、今も町長の説明も含めて、前回、否決されたわけだが、町長としては、否決された理由というのはどういうふうに認識されているのかをお聞きしたい。

町長：皆さんそれぞれの、皆さんから個々に、全員から聞いたわけではないが、一部ご指摘のある、彼に対する誹謗中傷のそんな部分の話があって、たちまちのうちにそれが広まった。そういうような話も、その中の1つとしてあるかなというところも感じていたところである。いろいろと、その点については、私もその後、彼の行動だとかいろいろな人に、昔の話のこともあるので、そうやって確認したところ、それはまったくのデマではないかと、そんなようなところにも達した部分もあるので、そういう無念のところも、彼の人生もそれなりにかかっているんで、これから何よりも、先ほど言ったように、彼の調整能力、本当に4つの理由を上げて、最後の調整能力というふうなことを、企画、人間力というふうなお話をしたが、それは間違いなく自分としてはしっかりとしたものがあった、庁舎内のそういう信頼というのも厚いというふうな思いというか、そういうものを改めて確認できた次第であるので、一番の適任だということの中で、こうして、改めて提案をさせていただきたいと、そんな思いでお話をさせていただいたところである。

川上委員：私も個々の功の議員の皆さんの反対の理由というのはわからないが、今、町長おっしゃったように、いろいろな誹謗中傷があったということで、それについては改善されているということで、具体的にどういうことを、それに対して、改めて町長として取り組むとか、そういうことはないということでしょうか。

町長：どういう意味で具体的に取り組むということか。

川上委員：あくまでも誹謗中傷なのでということで、そういうことで認識しているということでしょうか。

町長：そういうのも大きな理由のうちの1つであったのかなということで、その辺のところの誤解をまず解いてもらって、改めて彼の能力の高さ、そういったことを、皆さんにまた理解をしていただき、本当にこの財政のピンチのときは、本当にまとめ役として、川上議員もご存じだと思うが、何十回にわたって会議を、10回・20回ではきかぬ。そういうことの中で、各課長をしっかりとそういう方向にかじ取りをしてくれた。課長ばかりではなく庁舎全体をそういうことの中でやっていただいた。この手腕は本当に高いなどというのは、そのときから感じていたし、こうやって新たな状況になると、彼の右へ出る者は今の庁舎の中にはおきかぬのではないかなと、そんな思いを持っているところ。

川上委員：町長があくまでも、今お話をしたように、誤解が解消されたということで認識されているということでしょうか。

町長：はい、それも1つであるということである。

桜井議長：ほかにも何かご意見等はあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この件については、人事案件として提出されるのでよろしく願います。

町長

町長：先ほど、この件の冒頭にお話ししたように、本人のもし発言を許していただければ、先ほどお話ししたように控えているので、あくまでも私の部分の、議長から言われるのはもっともだと思し、そういう機会が得られるのであれば、今ここで発言をさせていただければなという思いを持っているところである。

桜井議長：お諮りする。今、副町長に山本氏を提案するというので、この協議会で、山本氏ご本人の意見を発言する機会を得たいということだが、どうか。

中島委員：大変難しい判断かと思う。ただ、提案者副町長であるし、選挙で云々ということになれば、語ったことが公約になる。だが、今回の副町長というのは、町長の思いの中で実行するということであるので、この場でご本人のお話を伺ってそれを云々ということになったら、そういう今の協議の仕方は全く経験がない。職員時代からも一度も聞いたことない。そういう状況というのは、私たちは賛成か反対しかないから、結果がどう出るにしろ、あまりそういう中に、まだ確定してない人を取り込むというのは、かえって本人に対していやなものかなという、ちょっと心配なものではない。どういう結果になるにしろ、それからいくと、直接というのは、町長が一生懸命に今思いを言ったのだから、それで判断させてもらうということになるかと思う。

桜井議長：この件について、ほかの皆さんのご意見等があれば。

奥秋委員：今の中島委員の発言したとおり、今、町長が思いを伝えてくださったので、今までと同様でよろしいと思う。

桜井議長：ほかの皆さん、それでよろしいか。

(はいという声あり)

桜井議長：町長もよろしいか。

町長：構わない。

桜井議長：この件については終了する。

休憩する。

【休憩 14:49 (執行側退席)】

【再開 15:03】

桜井議長：再開する。

先ほど、佐藤議員からの申し出等があったが、一時、議長預かりにさせていただいて、その後、協議して対応したいというふうにするが、皆さん、それでよいか。

(はいという声あり)

桜井議長：その件については、議長預かりとして、皆さんで協議するなり対応したいと思う。

(2) 意見書案の協議について

・新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書

桜井議長：それでは、(2)の意見書案の協議について協議をしたいと思う。

まず、新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書、意見書案は皆さんのお手元になると思うので、奥秋議員のほうから説明をお願いする。

奥秋委員長：6月12日であるが、本会議で請願書が採択をいただいたところであるので、このような文面で関係機関に意見書を提出したいというふうにするので、よろしくをお願いをする。中身についてはご承知のことと思うので省略したいと思う。

桜井議長：この意見書案について、皆さんのほうから何か質疑等はあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、本定例会に最終日に提案をするので、ご審議をお願いしたい。

・2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書

桜井議長：続いて、2021年度地方財政の充実・強化を求める意見書についても奥秋議員のほうから説明をお願いする。

奥秋委員長：それではご説明をする。これも先ほどと同様に、6月12日に請願を採択いただいたので、このような文面にて、各関係機関に意見書提出したいと思うので、ご賛同をよろしくをお願いする。

桜井議長：この意見書案について、皆さんのご意見、ご質問等があればお願いする。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようであるので、この意見書についても6月の定例会最終日に提案をするので、ご審議をお願いする。

・2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

桜井議長：もう一つ、2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書、これについても奥秋議員のほうからご説明をお願いする。

奥秋委員長：それでは、ご説明をする。これも同様に、請願が6月12日に採択をいただいた。よって、このような文面にて、最終日に意見書を提案したいと思うので、よろしくをお願いする。

桜井議長：この点について何か質疑等はあるか。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、この案件についても、最終日の6月18日に意見書案を提案することにしたいと思うので、ご審議願う。

(3) その他

- ・町民からの「町民意見の広報と広聴について（照会）」の対応について

桜井議長：(3) その他、町民からの「町民意見の広報と広聴について（照会）」の対応について、事務局のほうから説明をお願いする。

田本局長：町民からの「町民意見の広報と広聴について」ということで、既に資料をお手元のほうにお配りしているかと思う。一番表の1枚ものの資料は、町内の〇〇さん（以下〇〇さんとし、実名については表記しないこととする）から照会文書ということでしたものである。令和2年3月の町議会定例会に関する鈴木議員の発言内容について、〇〇さんから鈴木議員に対して照会等を行った経過を踏まえて、町議会議長宛に広報と広聴についての考え方について質問をするという内容の書面である。この送達された書面の一番下のところに、議会報告会と町民との意見交換が無期政延期となっているということで、本来は、ご本人としては質問、文書でやり取りをしているが、それについてその場でのやり取りをしたかったのだけができなかったということを踏まえて、議長宛に文書を出しているが、内容としては議長及び議会事務局だけで処理することなく全議員に配付をしてほしいという記述があった。この文書の取扱いについては、先だって、議会運営委員会の中で取扱いについて確認を行って、本日の全員協議会で資料等について皆様配付をして内容を確認していただくこととなっている。この5月25日付の照会文書の送達に至る経緯ということで、8ページもののホッチキス止めになっている資料があるが、4月19日に、令和2年3月の議会の一般会計予算の設定に関する討論の中で、修正案賛成の発言の中に疑義がある内容があったということで質問があった。5月1日、議長名文書によりその4月19日に寄せられた質問に対して議会としての回答、議長決済で回答をしている。鈴木議員の発言、これに沢栄一翁に関する記述が執行方針にも何も入っていないというような発言があったが、事実と違うと。実際に執行方針に記述があるということで、その発言の真意を確認したいということであった。この部分については、議会としては議員個々の発言は基本的に尊重されるものであって、議会の秩序を乱すものとか法令違反の発言については議長が発言を静止、あるいは取り消すことができるということであるが、それに該当しない場合については、発言者の責任によるものということで、真意の確認というものについては回答しないというふうにした。それから、核心の部分が虚偽発言で可決された修正案は有効かということで、その執行方針に書かれていないという言葉が予算の修正案可決の原因になったというような主張をされていて、その発言自体で予算の有効性はあるのかどうかということであった。これについては、3月の議会全体の中で執行方針、それから教育行政執行方針がそれぞれ朗読説明をされ、一般会計の提案の理由説明、それから予算審査特別委員会のやり取りで、それを経て予算委員会での修正案可決の後、本会議で予算原案の賛成、反対と修正案の賛成の意見が述べられた成立経過からして、指摘の発言はその中の一部であって、予算可決の有効性問題ではないという回答をしている。有効・無効の根拠について示すようにということであるが、②の説明で回答に替えるというふうになっている。それから、その問題視されている発言の部分について、議事録はどういうふうに取り扱われるのかということで、これは

当然会議の発言はそのまま議事録に残していくので、相手側が虚偽発言と指摘する部分も会議内の正当な発言として記録されるというふうには回答している。〇〇さんから議長宛の質問内容及び回答、鈴木議員とのやり取りの内容を修正予算可決の経過の一端として、町民に知らせるべきホームページ・議会だよりの掲載というのを希望していたが、議会としては修正予算可決の経過に問題がないこと、それから予算可決までの質疑等については、ホームページへの議事録公表と議会だよりに概要掲載されること、それから議員個々に対する質問について、当該議員の責任において処理すべき事案であり、議会としては個々の事案に対応しないなどの理由で、〇〇さん本人への文書回答のみ対応をしたところである。この部分については、先ほどの1枚目のほうの資料に、議会だよりの編集についての質問があり、広報広聴常任委員会の見解を求めるといった内容も書いているが、これまでの対応の判断については、議長判断で行ってきているという説明をしている。5月25日に送達された「町民意見の広報と広聴について」の照会文書に対して今回、皆さんに確認をいただきたい点として、相手側の〇〇さんに回答したい文面として1ページの下の方に記載している。まず1点目の質問ということで、議会広報発行基本要綱により、掲載の主な内容は一般質問、行政報告、審議した主な議案、委員会報告、議員の賛否一覧、意見書、決議、請願、陳情、町民の声（インタビュー）を要約して掲載することとし、編集は広報広聴常任委員会が行い、発行責任は議長と定めている。ホームページでは、本会議、委員会の議事録や会議の生中継、録画映像を公表している。今回の案件については、個別の議員に対するものであり、当該議員の責任において対応するものとしている。町議会としては、会議中での発言や予算可決の審議経過に係る有効性などについてお答えした。この経過について、広報等への掲載を希望されていたが、発行責任者の議長の判断において広報で取り扱わないこととし、広報広聴常任委員会に情報提供も行っていない。なお、いただいた照会文の中で、「先の議長の回答文書では、誤った発言の確認もしないし、議事録の訂正もないとのことで、百歩譲って議決の有効性を認めても、永遠に間違った内容の発言が残るとあっては、疑義を呈したものとしてこのまま黙認できません」と記されているが、議会会議規則では、議員がその会議中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、または議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできないと定めている。また、先日の会議中には、議長の取消命令や議員の動議も出されていないことから、3月定例議会が閉会した状況では、発言の訂正ができないことをご理解くださいということで、一番最初の1枚目に〇〇さんが5月25日付で送付をされた疑義、それから不満等に対する改めての回答ということで準備をしたところである。この内容について、全議員に必ず確認をという相手側のご意向もあるので、そういった内容をご説明して、返答の文書を送付していきたいというふうに考えるところである。

桜井議長：議会運営委員長から何かあるか。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：先般、議会運営委員会でのこの件についてお話をさせていただいた。私自身の件ではあるが、隠し立てしていると思われても困るし、また一部の委員の中からは一つ一つ個別の対応をわざわざ出す必要がないという発言もあったが、私自身のことであったということもあり、お名前も匿名ではないということもあったので、今回、ご本人が希望するように、議員の皆さんに配布するということを議会運営委員会で決まったということを申し伝える。

桜井議長：この町民からの「町民意見の広報広聴について」の照会への対応について、事務局を通して皆さんに資料等を配布してご報告を行ったが、特に質疑等もあればお受けしたいと思うが。

（なしという声あり）

桜井議長：では、質疑なしと認める。

- ・ 定例会の初日補正予算審議と一般質問審議日程の取扱いについて
- ・ 副町長の選任について
- ・ 追加議案について

桜井議長：続いて、その他の中で、定例会の初日補正予算審議と一般質問審議日程の取扱い、それから副町長の選任、また予算の追加議案等もあって、先ほど、議会運営委員会を開催したところであるので、議会運営委員長から報告をお願いします。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：まず、先般、その他の2つ目であるが、定例会の初日補正予算審議と一般質問審議日程の取扱いについてである。これは遡れば、昨年12月の定例会、その前の9月議会ぐらいからお話をさせていただいたものである。補正予算、もしくは予算関係を出すとき、必ず最近では初日に審議してしまうと。それとともに、一般質問がそれを得てから一般質問という形になっている。しかしながら、初日の過去を遡ると、一般質問をしてからの補正予算のまうがという過去もあった。適宜、その時期の一般質問というのは、そのときの問題点とかいうのがある。それとともに、同じ時期に補正予算、大体同じような、例えば今回で言えばコロナの関係とかもあるが、一般質問を経た上で補正予算をやらない限り、補正予算でもう審議を得た後に一般質問をしても、その一般質問の中身が余りにも、もう既に補正予算決まった中身になってしまっているという本来の委員としての役割、考え方を質す部分については、先に補正をやってしまうと、それに自分達で一つのたがをはめしまうということもあり、前々回より議会運営委員会で話をさせていただき、前回、これについては、執行側どうしても急ぐ予算は、できれば臨時会等を開いていただく、若しくは日程的に難しいときは、その補正予算を初日にやっても構わないが、基本的には一般質問を先にさせていただきたいということで、日程の配慮をお願いしたということでご理解をいただきたいと思う。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：続けて説明する。それと、先ほど町長から申し出事項があった6月18日の副町長の選任については、これの選任方法については、今回、2回目ということもあるし、今町民がよくよく見ているというところも、いろいろな角度から考えた上で、今回については、前回と同じではなく、起立採決において、次回、6月18日は行いたいということで、起立採決になったことを申し上げる。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：また、補正予算があるということで、コロナ対策において中小企業近代化資金の関係の枠がもう満タンになりそうだということで、これを拡大したいという申し出である。これについては、もともとそれぞれの委員もおっしゃっているかもしれないし、もともと承認する案件をさらに増やしたいという部分であるので、これについては、その当日、予算を上程されて、そこで審議をしていただくということで確認させていただくことを申し添えて、議会運営委員会の報告とする。

桜井議長：今、議会運営委員長の鈴木委員長のほうから、先ほどの議会運営委員会の内容等について説明いただいたが、この初日の一般質問と予算審議との枠決めと副町長の選任、そして追加議案、これについて何か皆さんのほうからご意見があったらお聞かせください。

(なしという声あり)

桜井議長：なければ、議会運営委員会の決定どおり、6月18日に進めたいというふうに思う。

・その他

桜井議長：その他であるが、皆さんから何かないか。西山議員。

西山議員：今回の定例会の初日の補正予算のことなのであるが、その後、議長の交替ということで諮られたのであるが、その内容についてももう少し具体的に説明をお願いしたいと思うがいかがか。

桜井議長：辞任に至った理由ということか。

西山議員：そうである。過程を少し教えてほしい。加来議員に退席してもらっても構わない。

(全員協議会やることなのかとの声あり)

西山議員：全員協議会でやってもいいのではないかと。聞く場がないのだから。

(誰に聞くのかとの声あり)。

西山議員：誰に聞く、議長と議会運営委員長に聞きたい。

桜井議長：今回の議長の辞任については、私が副議長として辞任願を受けたということであるが、それを議会で辞任の許可について採決という形になった。説明等については、議会運営委員会に取り扱いを協議していただいたということである。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：加来前議長は副議長である桜井議長に辞任届を出した。その内容については、新聞報道にあるような形で、この取り扱いについて、議会運営委員会としては、それを受けて、辞任の許可について本会議で簡易採決をした上で、前にも言ったように、2人以上の反対というか、異議があれば、これお通常の起立採決という流れで、法律に沿った流れで、議会運営委員会としては処理している。それ以外でもそれ以上でもない。

桜井議長：いかがか。西山議員。

西山議員：今言われたように、議会運営委員会で協議してということは分かるが、やはり、そこでどうするかということ、あらかじめ議会運営委員会で決めた結果を全員協議会で諮って、こういう運びになっていると皆さんに説明してから決めることではないかと思うが、そういうこととはまた違うのか。

高橋議員：今、西山議員が言われた件であるが、議会運営委員会で諮ったのは、加来前議長の辞表をどうするかではなく、辞表が出てきたその後どう取り扱うかということだけを協議しただけである。そのとき、議会運営委員会の中では、簡易採決でやるのが通常だという話であったが、異議が2人あったら起立の採決にするということを決定しただけである。議会運営委員会の中では、その後、2日目の流れということで、全員協議会でレジュメを議員の皆さんに渡した。それによってどうするかということ、議員個々の皆さんが起立するのかもしれない。その段取りでやるということだけで、議会運営委員会が何も決定したわけではない。その辺を理解していただきたいと思う。

奥秋議員：議会運営委員会に取り扱いを諮ったという事実はないのである。加来議長の辞任願が提出された、受け取ったという段階からもう話が始まっていた。次の段階をどうするかということから始まったので、私は、ちょっとその辺が理解できなかったのであるが、これは重いものであるとの皆さんのご理解であったわけである。私は、採決のときに議長が数を間違えたというのが、それを思い込んで採決を宣告された、決定されたということであるので、いつの段階でお気づきになったのというと、議会の終了後で、本人ではなくて、よく聞くと、ほかの議員から数が違ってなかったかという話の中から、この話が持ち上がって、あとでビデオを確認した結果、やはり6対6だったというお話だったということから、そんなに辞職するような重いものではないと、議長の謝罪で済むのではないかと、一時、副議長の預かりにできないかというお話をした。だが、そんなに軽いものでない、議長の決断はもう重いわからこれを受けたというお話だったのである。議会運営委員会でこれをどう取り扱うかという話ではないかということ、これは事実である。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：議会運営委員会は、議長もしくは副議長の諮問を受けて行うものである。議会運営

委員会が主体的にやるわけではなく、議会運営委員会はある意味、議長もしくは副議長の諮問機関というふうにご理解ください。議会運営委員会としては来たものをどうするかでしかない。それを皆さんに諮ってということしかできないから、議会運営委員会で決めたとかではなくて、受けた諮問に対してやるというものであるので、ここで受けられないということは言えないのである。それはご理解いただきたいと思う。

奥秋議員：今そのような話が出たということで、皆さんちょっと理解していないようなのでお話をさせていただくが、6月8日の定例議会の日にそういうお話が出たのであれば、直ちに、もしこれが必要であれば、議会運営委員会でも開いて、そして状況を話して受け取る前にするのが本当だったのかなと思う。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：いろいろな意見があると思うが、採決は変わっていない。採決は宣言どおりなのである。前議長が今回その件について指摘を受けた、若しくは自分で確認をした上で判断したということなのである。それ以上でもそれ以外でもない。受けたものを協議したものであるので、恣意的な部分は何かない。

口田議員：この件については、もう既に終わったことであるので、改めてほじくり出して言う問題ではない。どうしても理由が分からないのであれば、個人的にも分かる人のところへ行って聞くのがいいのかなと思う。

西山議員：今言われるように、いつまでも終わったことを審議するわけにはいかないもので、それはよく分かっているが、我々市民に説明責任があるわけであるから、この過程はどうなっているのかと聞かれるのである。私たちも答えようがないというか、先ほど高橋議員が言われたように、議会運営委員会はどう取り扱っていくのか諮っただけと言われたのであるが、その問題について取り計らっていたときに、終わってから、次の日に全員協議会でこういう運びになったと説明していただきたかったなというのが、私たちの本音である。以上、これ以上もう討論しても仕方ないのでよろしい。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：次の日に全員協議会を開いている。そこで聞いてもらわないと。

中河議員：私も新聞なりNHKのニュースでこのことを聞いて、それまで一議員として何も知らなかった。それを先ほど西山議員が言われたように、もう少し、議員にきちんと説明した上で、こういうふうには議長が辞任願を提出したとか、それを受理するとか、経過とか、そういうものをはっきり説明して、その上でニュースとかに、それが逆で、ニュースを見てから議員が知るっていうのは、私たちとしてもちょっと理解が苦しみ、どうなっているのかっていう疑問はずっと残っている。だから、その辺は本当に議会全体のことを考えてやったのかなっていう疑問はずっと残る。

議会運営委員長（鈴木孝寿）：議会運営委員会が終わってすぐの時点で現地にテレビに出ていたといった部分であった。皆さんよりは少し早い段階的にはそれ以上でもそれ以下でもない。ご理解願う。

桜井議長：特に功に意見があれば

（なしという声あり）

桜井議長：なければよろしいか。

（はいという声あり）

桜井議長：事務局のほうから何かあるか。

田本局長：事務局から2点ほど連絡をする。先ほど、2件の追加議案で最終日に審議をするという話をされていたが、全日程終了後に、農業委員会委員について今回17名の選任の議案が出ているが、その中に、現農業委員会長の澤口会長のお名前はない。今回の任期をもって退任をされるということで、ご本人から会議終了後にご挨拶をしたい旨の申し出をいただいていた。先ほど、議会運営委員会の中でその時間を取るというふうに確認したので、お知らせをしたい。あともう1点、6月12日の会議において、議席の番号

の変更を議決をしている。現在、まだロッカーについてその整理をしていないので、本日、終了後に皆さんの退庁の後にロッカーの名前の付け替え作業をしたいと思うので、ロッカー内の荷物等があれば、6番以降になるか、一旦荷物のほうを出していただければというふうに思うので、ご協力をお願いする。事務局からは以上である。

桜井議長：それでは、大変お疲れのところ、ご苦労様である。これで全員協議会を終わらせていただく。ありがとうございます。

【閉会 15：39】